

特定農薬の指定作業が本格化



通常の農薬登録を必要とされていない低リスク農薬である特定農薬(特定防除資材)について、農林水産省と環境省は本格化を行います。特定農薬は先月10日に施行された農薬取締法で新たに創設されました。農水大臣と環境大臣が、安全性が極めて高い農薬としての薬効がある原材料を指定し、農薬登録は不要となります(これまでに重曹、食酢、都道府県レベルの周辺地域で採取された天敵が指定)。

しかし、昨年末に収集したデータでは、候補原材料の大半は安全性、薬効のレベルに関して情報が不足しており、判断が保留しています。このため両省は客観的で科学的な見解により、候補原材料の指定作業を行うため、今年6月にはガイドラインを策定します。ここでは特定農薬の条件を満たす薬効、安全性の試験項目、判断基準を定めます。これに基づき、これまでに寄せられている原材料情報などを対象に必要なデータの優先順位を付け、農水省などが予算措置を講じて収集予定を立てています。また企業などにおいては、両省が行う指針判断に必要な独自のデータ収集の実施を可能にする見通しも行われています。また、ガイドラインに基づくデータ取得試験を行えば、同省で行う指針での判断データとして活用できる予定です。

薬効は病虫害の防除効果データ、安全性は農作物への薬害、ヒトの健康や水産動植物被害について、試験方法などを定める方針になっており、試験は公的な試験研究機関によるものとしています。ヒトへの健康被害に係る原材料については、原材料により試験項目を省略することを検討しています。

資料:平成15年4月22日付 化学工業新聞

支援事業部 環境企画課 中村雅美

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817
URL : www.knights.co.jp

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

